

人材紹介 基本契約書

株式会社●●●●●（以下「甲」という）と、株式会社エールテクノシステム（以下「乙」という）とは、甲の入材採用に関し、甲の乙に対する人材紹介業務の委託を目的として、下記のとおり契約する（以下「本契約」という）。

第1条（委託事項）

甲は乙に対して、甲が必要とする人材の紹介業務（以下「本件業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

第2条（紹介手数料の発生）

本件業務に対する乙の報酬（以下「本件報酬」という）は、甲が乙から紹介された人材を採用することを決定し、当該人材（以下「採用決定者」という）が甲に入社した時点で発生する。

第3条（紹介手数料の請求、支払いおよび額）

1. 乙は、採用決定日の月末付けて、甲に対し紹介手数料の支払を請求する。
2. 甲は、乙に対し前項の請求月の翌月の末日までに、乙が指定した銀行口座へ振り込む方法により、本件の紹介手数料を支払うものとする。
3. 本件の紹介手数料の額は該当人材の想定年収（交通費以外の総額）の35%の額（別途消費税）とする。採用する職種の実務経験がない場合は該当人材の想定年収の（交通費以外の総額）25%の額（別途消費税）とする。

第4条（紹介手数料の返金について）

採用決定者が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。但し採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

返金額

- ・入社日から1か月以内 紹介手数料の50%
- ・入社日から2か月以内 紹介手数料の30%
- ・入社日から3か月以内 紹介手数料の10%

※入社1か月以内の例【入社日4/3 退社日5/2】5/3から2か月目とする。

第5条（身元保証）

乙は甲に紹介した人材の身元保証人としての地位にあるものではない。乙は甲に採用された当該人材が甲又は第三者に損害を与えた場合は、当該人材の故意または過失に関わらず、損害の責を一切負わないものとする。

第6条（採用の決定と通知）

甲は労働条件等について、事実と異なる条件を乙に明示しない。事実と異なる条件明示によるトラブルに関して乙は損害の責を一切負わないものとする。

甲が乙から紹介された人材を採用することを決定した場合、甲は乙に対し原則甲から乙に明示した労働条件に基づいた内定通知書または雇用条件通知書を書面にて提示しなければならない。

第7条（特命事項）

第3条および4条の規定にかかわらず、甲が指定した特定個人に関し、乙が本件業務を行う場合等、特命事項についての本件報酬の発生および額等に関しては、甲および乙にてその都度定める。この場合乙の甲に対する本件業務にかかる費用の前払い請求を定めることも妨げられないものとする。

第8条（機密の保持）

甲および乙はそれぞれ、本契約の締結または履行に際して取得した情報（個人情報含む）が漏洩しないよう安全対策を講じる。また、第三者に開示、提供または預託してはならない。但し正当な権限のある官公署の求めによる場合はこの限りではない。また本条の規定は本契約の終了後といえども有効とする。

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方当事者またはその代理人が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。
 - ① 自ら又はその役員・従業員が暴力団、暴力団員、暴力団基準員、暴力団関係企業、総会屋等の社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者又は、これらと密接な関係を有する者（以下あわせて「反社会的勢力」という。）であること
 - ② 自ら又はその役員・従業員が反社会的勢力に協力若しくは関与していること、又はその経営に反社会勢力が関与していること
 - ③ その相手方当事者に対し、直接又は第三者を介して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動または暴力を用いる行為、その他これらに準ずる行為を行っていること
 - ④ その相手方当事者に対し直接又は第三者を介して、風説を流布し又は偽計若しくは威力を用いることにより、信用を毀損し又は業務を妨害すること、その他これらに準ずる行為を行っていること
 - ⑤ 反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行っていること
2. 甲及び乙は、相手方当事者またはその代理人が、前項各号のいずれかに該当する事態が生じたときは、何ら催告することなく、相手方当事者に対する書面通知をもって直ちに本契約を解除することができる
3. 前項による解除権の行使は、解除当事者による相手方当事者への損害賠償の請求を妨げない。また解除当事者は、解除権の行使により相手方当事者に生じた損害を賠償する責を負わない。
4. 甲又は乙に第1項各号の事由がある場合、かかる甲又は乙は相手方当事者に対して本契約下で負担する一切の債務につき自動的に期限の利益を喪失するものとし、債務の全てを直ちに相手方当事者に弁済しなければならない。

第10条（有効期限）

本契約の有効期限は契約締結日から1年間とする。但し、本契約の有効期間満了の1ヶ月前までに甲または乙から、本契約を更新しない旨の通知がない場合は、1年単位で自動更新するものとする。

第11条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には福岡地方裁判所を第一審判の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙双方は互いに誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

本契約成立の証として、甲乙は本契約書を2通作成し、各自記名捺印の上、甲乙がそれぞれ1通を所持するものとする。

年　月　日

甲	住 所	
	会社名	
	代表者	印

乙	住 所	福岡市中央区渡辺通1丁目1-1 サンセルコビル5F
	会社名	株式会社エールテクノシステム
	代表者名	代表取締役 由利 征吉
		印